

○東海村奨学基金及び奨学金貸与に関する条例施行規則

平成12年3月28日

教委規則第4号

東海村奨学基金条例施行規則（昭和55年教委規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、東海村奨学基金及び奨学金貸与に関する条例（平成12年東海村条例第15号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平14教委規則4・一部改正）

（奨学金貸与の申出）

第2条 奨学金の貸与を受けようとする者は、東海村教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定する日までに、奨学生願書（様式第1号）に奨学生推薦調書（様式第2号）を添えて教育長に申し出なければならない。

（奨学生の決定及び通知）

第3条 教育長は、前条の規定による申出があったときは、第21条に規定する東海村奨学生選考委員会の選定を経て、奨学生を決定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により奨学生を決定したときは、奨学生決定通知書（様式第3号）により当該奨学生及びその連帯保証人に通知するものとする。

（平14教委規則4・平20教委規則10・平26教委規則1・一部改正）

（誓約書の提出）

第4条 前条第2項の規定により通知を受けた奨学生は、誓約書（様式第4号）に連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、教育長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、入学前の奨学生は、誓約書に入学する学校の合格通知書を添えなければならない。

(平20教委規則10・平29教委規則11・一部改正)

(奨学金の貸与)

第5条 修学資金は、次の表により貸与するものとする。

期別	期間	貸与月
第1期	4月から6月まで	6月
第2期	7月から9月まで	9月
第3期	10月から12月まで	12月
第4期	1月から3月まで	3月

- 2 入学準備金は、前条の誓約書が提出された日以後入学する日までに貸与するものとする。

(平20教委規則10・全改，平29教委規則11・一部改正)

(学業成績表等の提出)

第6条 奨学生（入学初年度の奨学生を除く。）は、毎年度4月末日までに、在学する学校の前年度の学業成績表を教育長に提出しなければならない。

- 2 入学初年度の奨学生は、入学の事実を証するため、入学した年度の4月末日までに、在学証明書を教育長に提出しなければならない。

(平20教委規則10・全改，平29教委規則11・一部改正)

(転学の届出)

第7条 奨学生は、転学したときは、奨学生転学届（様式第5号）に在学証明書を添えて、速やかに教育長に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、修学資金の貸与を受けている奨学生は、引き続き貸与を受けようとするときは、前項の規定による届出により、修学資金の継続貸与を併せて願い出なければならない。

(平20教委規則10・全改)

(休学の届出)

第 8 条 奨学生は、休学したときは、奨学生休学届（様式第 6 号）に休学を証する書類を添えて、速やかに教育長に届け出なければならない。

（平 2 0 教委規則 1 0 ・全改）

（復学の届出）

第 9 条 奨学生は、復学したときは、奨学生復学届（様式第 7 号）に復学を証する書類を添えて、速やかに教育長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、条例第 1 1 条第 5 号の規定により奨学金の貸与を停止された奨学生（修学資金の貸与を受けていた者に限る。）は、復学により修学資金の再貸与を受けようとするときは、前項の規定による届出により、修学資金の再貸与を併せて願い出なければならない。

（平 2 0 教委規則 1 0 ・全改，平 2 6 教委規則 1 ・一部改正）

（退学の届出）

第 1 0 条 奨学生は、退学したときは、奨学生退学届（様式第 8 号）に退学を証する書類を添えて、速やかに教育長に届け出なければならない。

（平 2 0 教委規則 1 0 ・一部改正）

（奨学金貸与の辞退の届出）

第 1 1 条 奨学生は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、奨学金貸与辞退届（様式第 9 号）を教育長に届け出なければならない。

（奨学金借用証書等の提出）

第 1 2 条 奨学生は、奨学金貸与の申出による奨学金の貸与が終了したときには、直ちに奨学金借用証書（様式第 1 0 号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

（1） 連帯保証人の印鑑登録証明書

（2） 奨学金返還計画書（様式第 1 1 号）

（平 2 0 教委規則 1 0 ・一部改正）

（卒業を証明する書類の提出）

第 1 3 条 奨学生は、奨学金に係る学校を卒業したときは、当該学校を

卒業したことを証明する書類の写しを教育長に提出しなければならない。

(平 2 6 教委規則 1 ・ 追加)

(奨学金の返還の方法)

第 1 4 条 条例第 1 2 条に規定する奨学金の返還は、指定の口座への預金口座振替又は納入書兼納入通知書(様式第 1 2 号)による東海村指定金融機関への納入により行うものとする。

(平 1 4 教委規則 4 ・ 平 1 8 教委規則 7 ・ 平 2 0 教委規則 1 ・ 一部改正, 平 2 6 教委規則 1 ・ 旧第 1 3 条繰下)

(奨学金の返還猶予の願い出及び通知)

第 1 5 条 条例第 1 3 条の規定により奨学金の返還猶予の願い出をしようとする奨学生又は奨学生であった者は、奨学金返還猶予願(様式第 1 3 号)に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、教育長に願い出なければならない。

(1) 進学の場合 在学証明書

(2) 疾病の場合 治療期間を記した医師の診断書

(3) その他特別の事由による場合 教育長が必要と認める書類

2 教育長は、前項の規定による願い出があったときには、その内容を審査し、その理由が相当と認められるときには、奨学金返還猶予決定通知書(様式第 1 4 号)により奨学生又は奨学生であった者及びその連帯保証人に通知するものとする。

(平 1 4 教委規則 4 ・ 平 1 8 教委規則 7 ・ 平 2 0 教委規則 1 0 ・ 一部改正, 平 2 6 教委規則 1 ・ 旧第 1 4 条繰下)

(連帯保証人の変更の願い出等)

第 1 6 条 奨学生又は奨学生であった者は、特別の事情によりその者の連帯保証人を変更しようとする場合には、連帯保証人変更願(様式第 1 5 号)に新たな連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて、教育長に願い出なければならない。

2 教育長は、必要と認めるときには、連帯保証人の変更を求めることができる。

（平 1 8 教委規則 7・平 2 0 教委規則 1 0・一部改正，平 2 6 教委規則 1・旧第 1 5 条繰下）

（住所又は氏名の変更の届出）

第 1 7 条 奨学生若しくは奨学生であった者又はその連帯保証人は、住所又は氏名を変更したときには、奨学生（連帯保証人）住所（氏名）変更届（様式第 1 6 号）により教育長に届け出なければならない。

（平 1 8 教委規則 7・平 2 0 教委規則 1 0・一部改正，平 2 6 教委規則 1・旧第 1 6 条繰下）

（死亡の届出）

第 1 8 条 連帯保証人は、奨学生又は奨学生であった者が死亡したときには、直ちに奨学生死亡届（様式第 1 7 号）に当該死亡した者に係る戸籍抄本又は住民票の写しを添えて、教育長に届け出なければならない。

（平 1 8 教委規則 7・平 2 0 教委規則 1 0・一部改正，平 2 6 教委規則 1・旧第 1 7 条繰下）

（奨学金の返還免除の事由及び額）

第 1 9 条 条例第 1 4 条に規定する奨学金の返還の免除は、奨学生又は奨学生であった者が次の表の左欄に掲げる免除事由に該当する場合に、同表の右欄に掲げる額について行うことができる。

免除事由	免除額
死亡したとき，又は心身障害の程度が別表の第 1 級に相当すると認められるとき。	返還未済額の全部
心身障害の程度が別表の第 2 級に相当すると認められるとき。	返還未済額の 4 分の 3 に相当する額

（平 1 4 教委規則 4・一部改正，平 2 6 教委規則 1・旧第 1 8 条繰下）

(奨学金の返還免除の願い出及び通知)

第20条 条例第14条に規定する奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除願(様式第18号)に家庭状況調書(様式第19号)のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、教育長に願い出なければならない。

(1) 死亡による場合 その者の戸籍抄本又は住民票の写し

(2) 心身障害による場合 その程度を証する医師の診断書

2 教育長は、前項の規定による願い出があったときは、その内容を審査し、願い出が相当と認められるときには、奨学金返還免除決定通知書(様式第20号)により、死亡による願い出の場合にあっては連帯保証人に、心身障害による願い出の場合にあっては奨学生又は奨学生であった者及びその連帯保証人に通知するものとする。

(平14教委規則4・平18教委規則7・平20教委規則10・一部改正、平26教委規則1・旧第19条繰下)

(奨学生選考委員会)

第21条 奨学生選定の適正を図るため、東海村奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 教育関係者

(2) 民生委員

(3) 学識経験者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、委員会を招集し、議長となる。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平 2 6 教委規則 1 ・旧第 2 0 条繰下)

(事業の報告)

第 2 2 条 奨学基金の金利の運用及び事業内容の状況については、村長に報告して承認を得るものとする。

(平 2 0 教委規則 1 0 ・旧第 2 2 条繰上, 平 2 6 教委規則 1 ・旧第 2 1 条繰下)

(委任)

第 2 3 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は教育長が定める。

(平 2 0 教委規則 1 0 ・旧第 2 3 条繰上, 平 2 6 教委規則 1 ・旧第 2 2 条繰下)

附 則

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年教委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 8 年教委規則第 7 号)

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年教委規則第 1 号)

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年教委規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

1 この規則の施行の際、現に改正前の東海村奨学基金及び奨学金貸与に関する条例施行規則第 1 3 条の規定により奨学金を指定口座への振込により返還していた者については、改正後の第 1 3 条の規定にかか

わらず，当分の間，指定口座への振込の方法により返還することができる。

附 則（平成 20 年教委規則第 10 号）

（施行期日）

- 1 この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の東海村奨学基金及び奨学金貸与に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，この規則による改正後の東海村奨学基金及び奨学金貸与に関する条例施行規則の規定によりなされた処分，手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際，旧規則に定める様式による用紙で，現に残存するものは，所要の修正を加え，なお使用することができる。

附 則（平成 26 年教委規則第 1 号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年教委規則第 11 号）

この規則は，平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年教委規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は，令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際，この規則による改正前の各規則に定める様式による用紙で，現に残存するものは，所要の修正を加え，なお使用することができる。

別表（第 19 条関係）

（平 26 教委規則 1 ・一部改正）

心身障害の程度	心身障害の状態
---------	---------

第 1 級	1 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にあるもの 2 両眼の視力が 0.02 以下に減じたもの 3 片目の視力を失い、他方の目の視力が 0.06 以下に減じたもの 4 そしゃくの機能を失ったもの 5 言語の機能を失ったもの 6 手の指を全部失ったもの 7 常に床について複雑な看護を必要とするもの 8 前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の機能に高度の障害を残し、労働能力を喪失したもの
第 2 級	1 両眼の視力が 0.1 以下に減じたもの 2 鼓膜の大部分の欠損その他に因り両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解しえない程度以上のもの 3 そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しい障害を残すもの 4 せき柱の機能に著しい障害を残すもの 5 片手を腕関節以上で失ったもの 6 片足を足関節以上で失ったもの 7 片手の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの 8 片足の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの 9 片手の五つの指又は親指及び人差指を併せて四つ失ったもの 10 足の指を全部失ったもの 11 せき柱，胸かく，骨盤軟部組織の高度の障害，

	変形などに因り労働能力が著しく阻害されたもの 1 2 半身不随に因り労働能力が著しく阻害されたもの 1 3 前各号に掲げるもののほか，精神又は身体の機能に著しい障害を残し，労働能力に高度の制限を有するもの
--	---

備考

- 1 各級の障害は，症状が固定し，又は回復の見込みのないものに限る。
- 2 視力を測定する場合においては，屈折異常のものについては，きょう正視力により，視標は，万国共通視力標による。

様式第1号（その1）（第2条関係）

奨 学 生 願 書 （ 修 学 資 金 ）						
ふ り が な 氏 名		生 年 月 日	年 月 日			
住 所						
本 籍						
在学する（卒業した）学校名	年 月 卒業見込・卒業					
入学を予定する学校名	年 月 入学予定 年 月 卒業予定					
	氏 名	続 柄	年 齢	職 業 (学校名)	備 考	
家族の状況						
貸与希望理由						
以上のとおり記載に相違はありません。 東海村奨学生として奨学金（修学資金）の貸与を受けたいので、承認願います。 また、東海村奨学生としての出願に当たり、連帯保証人及び出願者と生計を共にする者の収入金額、納税状況及び住民票について、東海村教育委員会が調査することに同意します。 年 月 日 本人 住所 ふりがな 氏 名 連帯保証人 住所 ふりがな 氏 名 本人との続柄 電話番号 東海村教育委員会教育長 様						

備考 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、当該奨学金の貸与を受けようとする者の法定代理人で、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

様式第1号（その2）（第2条関係）

奨 学 生 願 書 （ 入 学 準 備 金 ）									
ふ り が な 氏 名				生 年 月 日		年 月 日			
住 所									
本 籍									
在学する(卒業した) 学校名		年 月 卒業見込・卒業							
入学を予定する 学 校 名		年 月 入学予定 年 月 卒業予定							
入 学 準 備 金 貸 与 希 望 額		国公立		金 円		私立		金 円	
	氏 名	続 柄		年 齢		職 業 (学校名)		備考	
家 族 の 状 況									
貸与希望理由									
以上のとおり記載に相違はありません。 東海村奨学生として奨学金（入学準備金）の貸与を受けたいので、承認願います。 また、東海村奨学生としての出願に当たり、連帯保証人及び出願者と生計を共にする者の収入金額、納税状況及び住民票について、東海村教育委員会が調査することに同意します。 年 月 日 本 人 住 所 ふりがな 氏 名 連帯保証人 住 所 ふりがな 氏 名 本人との続柄 電話番号 東海村教育委員会教育長 様									

備考 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、当該奨学金の貸与を受けようとする者の法定代理人で、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

様式第2号（その1）（第2条関係）

奨 学 生 推 薦 調 書 （ 修 学 資 金 ）					
氏 名		在学する(卒業した) 学校名			
		学 年			
学 業 成 績	成績評定表				
	評定 \ 学年	() 年	() 年 () 学期	() 年 () 学期	合計
	5				
	4 (優・A)				
	3 (良・B)				
	2 (可・C)				
	1				
	合 計				①
	評定 科目数 評定値 評定平均値				
	$\left. \begin{array}{l} 5 \times () = () \\ 4 \times () = () \\ 3 \times () = () \\ 2 \times () = () \\ 1 \times () = () \end{array} \right\} \frac{\textcircled{2}}{\textcircled{1}} = \boxed{}$				
合計① () ② ()					
学習態度 所 見					
人 物 所 見					
家族状況 所 見					
推 薦 所 見					
上記の者は、東海村奨学生として適当であると認めて推薦します。					
年 月 日 学校長 					

様式第2号(その2)(第2条関係)

奨 学 生 推 薦 調 書 (入 学 準 備 金)					
氏 名			在学する(卒業した)学校名		
			学 年		
学 業 成 績	成績評定表				
	評定	学年 ()年	()年 ()学期	()年 ()学期	合計
	5				
	4(優・A)				
	3(良・B)				
	2(可・C)				
	1				
	合 計				①
	評定	科目数	評定値	評定平均値	
	5×	()	= ()	$\frac{\text{②}}{\text{①}} = \boxed{}$	
	4×	()	= ()		
	3×	()	= ()		
2×	()	= ()			
1×	()	= ()			
合計① ()		②()			
学習態度 所 見					
人 物 所 見					
家族状況 所 見					
推 薦 所 見					
上記の者は、東海村奨学生として適当であると認めて推薦します。 年 月 日 学校長 					

様式第3号(その1)(第3条関係)

第 号
年 月 日

奨学生
連帯保証人 様

東海村教育委員会教育長 

奨学生決定通知書(修学資金)

年度東海村奨学生に決定したので、下記のとおり奨学金(修学資金)を貸与します。

記

決 定 番 号	東奨第 号
貸 与 金 額	円
	(月額) 円
貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
返還予定期間	年 月 日から10年以内

様式第3号(その2)(第3条関係)

第 号
年 月 日

奨学生
連帯保証人 様

東海村教育委員会教育長 

奨学生決定通知書(入学準備金)

年度東海村奨学生に決定したので、下記のとおり奨学金(入学準備金)を貸与します。

記

決 定 番 号	東奨第 号	
貸 与 金 額	国公立の学校に入学する場合	円
	私立の学校に入学する場合	円
返還予定期間	年 月 日から10年以内	

様式第4号(第4条関係)

誓 約 書

この度、東海村奨学生として奨学金(修学資金・入学準備金)の貸与を受けることになりました。

ついては、東海村奨学基金及び奨学金貸与に関する条例その他の関係規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、貸与終了後は誠実に返還の義務を履行することを誓約します。

年 月 日

本人氏名 ①
住所

連帯保証人氏名 ①
住所
本人との続柄

東海村教育委員会教育長 様

備考

- 1 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、奨学生が未成年者であるときは、当該奨学生の法定代理人で、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 2 連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。
- 3 入学準備金の貸与を受ける場合は、入学する学校の合格通知書を添付すること。

様式第5号(その1)(第7条関係)

奨 学 生 転 学 届 (修 学 資 金)				
転出した学校名	学校	部	科	年
決定番号	東奨第	号	氏名	
年 月 日から下記のとおり転学したので、届け出ます。				
記				
1 転出した学校	学校	部	科	年から
2 転入した学校	学校	部	科	年へ
3 理 由				
4 卒業予定時期	年	月		
5 貸与の継続	希望する	希望しない		
※6 希望貸与期限	年	月まで		
※7 従前の貸与終期	年	月		
年 月 日				
本 人 住 所 氏 名				
連帯保証人 住 所 氏 名				
東海村教育委員会教育長 様				

備考

- 1 在学証明書を添付すること。
- 2 部又は科を変更する際もこの様式に準じ願い出ること。
- 3 ※印欄は、貸与期限の延長を併せて願い出る場合に記載すること。

様式第5号(その2) (第7条関係)

奨 学 生 転 学 届 (入 学 準 備 金)					
転出した学校名		学校	部	科	年
決定番号	東奨第	号	氏名		
年 月 日から下記のとおり転学したので、届け出ます。					
記					
1	転出した学校	学校	部	科	年から
2	転入した学校	学校	部	科	年へ
3	理 由				
4	卒業予定時期	年	月		
5	在学期間の延長	有	・	無	
※6	従前の卒業予定時期	年	月		
年 月 日					
		本	人	住 所	
			氏	名	
		連帯保証人	住 所		
			氏	名	
東海村教育委員会教育長 様					

備考

- 1 在学証明書を添付すること。
- 2 部又は科を変更する際もこの様式に準じ願い出ること。
- 3 ※印欄は、在学期間が延長となる場合に記載すること。

様式第6号(第8条関係)

獎 學 生 休 學 屆

学 校 名	学校	部	科	年
-------	----	---	---	---

決定番号 東獎第 号 氏名

貸与を受けている奨学金 修学資金 ・ 入学準備金

下記のとおり休学したので、届け出ます。

記

1 休学期間 年 月から
 年 月まで

2 理 由(詳細に記載すること。)

年 月 日

本 人 住 所 名

連帯保証人 住 所
氏 名

東海村教育委員会教育長 様

備考 休学を証する書類を添付すること。

様式第7号(その1)(第9条関係)

奨 学 生 復 学 届 (修 学 資 金)				
学校名	学校	部	科	年
決定番号	東奨第	号	氏名	
下記のとおり復学したので、届け出ます。				
記				
1	復学期日	年	月	日
2	休学(長期欠席)期間	年	月	日から 年 月 日まで
3	理由			
4	卒業予定時期	年	月	
5	再貸与	希望する	希望しない	
※6	希望貸与期限	年	月	まで
※7	従前の貸与終期	年	月	
年 月 日				
本 人 住 所				
氏 名				
連帯保証人 住 所				
氏 名				
東海村教育委員会教育長 様				

備考

- 1 復学を証する書類を添付すること。
- 2 ※印欄は、修学資金の再貸与を併せて願い出る場合に記載すること。

様式第7号(その2) (第9条関係)

奨 学 生 復 学 届 (入 学 準 備 金)									
学校名		学校		部		科		年	
決定番号		東奨第		号		氏名			
下記のとおり復学したので、届け出ます。									
1 復学期日		年		記 月		日			
2 休学(長期欠席)期間		年		月		日から		年 月 日まで	
3 理由									
4 卒業予定時期		年		月					
5 在学期間の延長		有		・		無			
※6 従前の卒業予定時期		年		月					
年 月 日									
本人住所氏名									
連帯保証人住所氏名									
東海村教育委員会教育長 様									

備考

- 1 復学を証する書類を添付すること。
- 2 ※印欄は、在学期間が延長となる場合に記載すること。

様式第8号(第10条関係)

奨 学 生 退 学 届

学校名 学校 部 科 年

決定番号 東奨第 号 氏名

貸与を受けている奨学金 修学資金 ・ 入学準備金

下記のとおり退学したので届け出ます。

記

1 退学期日 年 月 日

2 理 由

年 月 日

本 人 住 所
氏 氏 名

連帯保証人 住 所
氏 氏 名

東海村教育委員会教育長 様

備考 退学を証する書類を添付すること。

様式第9号(第11条関係)

獎學金貸與辭退屆

学校名	学校	部	科	年
-----	----	---	---	---

決定番号	東奨第	号	氏名
------	-----	---	----

下記のとおり奨学金の貸与を辞退します。

記

1 辞退する奨学金

- (1) 修学資金 (年 月分から)
- (2) 入学準備金

2 理由(詳細に記載すること。)

本 人 住 所 名

連帯保証人 住 所
氏 名

東海村教育委員会教育長 様

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

印 紙 税 非 課 税	奨学金借用証書（修学資金・入学準備金）							
	金額		百	十	万	千	百	十

東海村奨学生として、上記の金額を借用しました。
ついては、東海村奨学基金及び奨学金貸与に関する条例その他の関係規程に従
い、別記奨学金返還計画書のとおりに滞りなく返還します。
年 月 日

本人氏名 印
住所
連帯保証人氏名 印
住所

東海村教育委員会教育長 様

特約条項
（一時返還）
第 1 条 奨学金の貸与を受けた者（以下「乙」という。）は、東海村教育委員会教育長（以
下「甲」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の要求をした
場合には、償還期間（月払・半年賦・年賦払の場合の各支払期限を含む。）の到来前
であっても、直ちに責務の全部又は一部を弁済する。
（1） 乙が奨学金の貸与を受けるに際し、又はその貸与を受けた後、当該奨学金の
全部を返還するまでの間において、甲に対して虚偽の申出又は報告をし、若し
くは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
（2） 乙が東海村奨学基金及び奨学金貸与に関する条例その他の関係規程に基づく
義務の履行を怠ったとき。
（3） 前 2 号のほか、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。
（弁済の充当）
第 2 条 乙及び乙の連帯保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。
（裁判所轄）
第 3 条 乙及び乙の連帯保証人は、当該奨学金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在
地を管轄する裁判所を所管裁判所とする。

備考
1 租税特例措置法第 9 1 条の 3 第 2 項の規定により、印紙税は非課税とする。
2 借用金額は貸与総額と一致し、金額の頭首には¥を付し、抹消訂正のときは必ず
本人確認印を押すこと。
3 本人及び連帯保証人は、それぞれ署名の上押印すること。
4 連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付するこ
と。

様式第11号（その1）（第12条関係）

奨学金返還計画書（修学資金）

ふりがな						学 校 名		生 年 月 日				性 別				
氏 名								年 月 日				※ 男 女				
貸与終了年月とその理由						貸 与 月 額		貸与始期		貸与終期		貸 与 総 額				
年 月		※卒業 退学 停止 死亡 辞退				千 円		年 月		年 月		千 円				
その他（ ）																
返還開始		返還終了		※		1 月払 2 半年払 （ 月） 3 年賦（ 月） 4 年賦（ 月）		返還 期間		返還 回数						
年 月		年 月		返還方法				年		回		合計				
返還金額（各回）						返還金額（最終回）				返 還 総 額						
		千 円				千 円				千 円		円				
本 人	ふりがな															
	住 所 (連絡先)										郵便番号			電話番号		
	卒業後の進路		※就職 進学 その他 ()		就職先		名称			電話番号						
連 帯 保 証 人	氏 名								生年 月 日		年 月 日		本人との続柄			
	住 所												郵便番号		電話番号	
	職業及び勤務先												電話番号		番号	

備考 ※印欄のところは、必要文字を○で囲むこと。

様式第11号（その2）（第12条関係）
奨学金返還計画書（入学準備金）

ふりがな					学校名		生年月日			性別		
氏名							年	月	日	※男女		
貸与年月		入学年月		卒業予定年月		貸与総額						
年	月	年	月	年	月				千		円	
返還開始		返還終了		※返還方法	1 月払 2 半年払 （ 月） 3 年賦（ 月） 4 年賦（ 月）			返還期間		返還回数		
年	月	年	月			年		回				
返還金額（各回）					返還金額（最終回）			返還総額				
		千	円				千	円			千	円
本人	ふりがな											
	住所（連絡先）						郵便番号 電話番号					
連帯保証人	氏名					生年月日	年	月	日	本人との続柄		
	住所							郵便番号 電話番号				
	職業及び勤務先							電話番号				

備考 ※印欄のところは、必要文字を○で囲むこと。

様式第12号(第14条関係)

納入書兼納入通知書

東奨第 号	納 住 所	
年度	入 氏 名	
東 海 村 奨 学 金 返 還 金		
金 額	円	
督 促 料	円	
延 滞 金	円	
合 計 金 額	円	
納 付 期 限	年 月 日限り	
納 付 場 所	指定金融機関	
上記のとおり領収しましたから通知します。 年 月 日 東海村教育委員会教育長 様		
東海村指定金融機関		領収日付印

納入通知書兼領収書

東奨第 号	納 住 所	
年度	入 氏 名	
東 海 村 奨 学 金 返 還 金		
金 額	円	
督 促 料	円	
延 滞 金	円	
合 計 金 額	円	
納 付 期 限	年 月 日限り	
納 付 場 所	指定金融機関	
上記のとおり納入して下さい。 年 月 日 東海村教育委員会教育長		
上記のとおり領収しました。 年 月 日 東海村指定金融機関		領収日付印

様式第13号(第15条関係)

奨 学 金 返 還 猶 予 願				
在学学校名又は 出身学校名	学校	部	科	年(年度卒業)
決定番号	東奨第	号	氏名	
貸与を受けている奨学金 修学資金 ・ 入学準備金				
下記のとおり奨学金の返還猶予を願い出ます。				
記				
1 猶予期間	年	月から		
	年	月まで		
2 理 由	(詳細に記載すること。)			
年 月 日				
本 人 住 所				
氏 名				
連帯保証人 住 所				
氏 名				
東海村教育委員会教育長 様				

備考

- 1 進学の場合は、在学証明書を添付すること。
- 2 疾病の場合は、治療期間を記した医師の診断書を添付すること。
- 3 その他特別の事由による場合は、教育長が必要と認める書類を添付すること。

様式第14号(第15条関係)

第 号
年 月 日

奨学生
連帯保証人 様

東海村教育委員会教育長 印

奨学金返還猶予決定通知書

年 月 日付けで願い出のあった東海村奨学金の返還の猶予については、
下記のとおり猶予します。

記

決 定 番 号	東奨第 号
奨学金の種類	修学資金 ・ 入学準備金
貸 与 総 額	円
返 還 済 額	円
猶 予 金 額 (返還未済額)	円
猶 予 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
猶 予 理 由	
返 還 予 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第15号(第16条関係)

連帯保証人変更願				
在学学校名又は 出身学校名	学校	部	科	年(年度卒業)
決定番号	東奨第	号	氏名	
貸与を受けている奨学金 修学資金 ・ 入学準備金				
下記のとおりで連帯保証人を変更したいので願ひ出ます。				
記				
1 旧連帯保証人	氏名			
2 新連帯保証人				
氏 名	(年 月 日生)			
住 所				
本 籍				
本人との続柄				
職 業				
3 変更する理由				
年 月 日				
本 人 住 所				
氏 名 ㊟				
連帯保証人 住 所				
氏 名 ㊟				
東海村教育委員会教育長 様				
連帯保証人が独立の生計を営む成年者であることを確認するため、収入金額、納税状況及び住民票について、東海村教育委員会が調査することに同意します。				
連帯保証人氏名 ㊟				

備考

- 1 連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。
- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、奨学生が未成年者であるときは、当該奨学生の法定代理人で、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

様式第16号(第17条関係)

奨学生(連帯保証人)住所(氏名)変更届

在学学校名又は
出身学校名

学校	部	科	年(	年度卒業)
----	---	---	----	-------

決定番号

東奨第	号	氏名
-----	---	----

貸与を受けている奨学金

修学資金	・	入学準備金
------	---	-------

下記のとおり奨学生(連帯保証人)の住所(氏名)を変更したので届け出ます。

記

1 新住所(氏名)

2 旧住所(氏名)

年 月 日

本人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

東海村教育委員会教育長 様

様式第17号(第18条関係)

奨 学 生 死 亡 届				
在学学校名又は 出身学校名		学校	部 科	年(年度卒業)
決定番号	東奨第	号	氏名	
貸与を受けている奨学金		修学資金 ・ 入学準備金		
下記の奨学生(奨学生であった者)が死亡したので、届け出ます。				
記				
1 死亡年月日 年 月 日				
2 死 因(詳細に記入することとし、病気によるときは病名を記入すること。)				
年 月 日				
連帯保証人 住 所 氏 名				
東海村教育委員会教育長 様				

備考 戸籍抄本又は住民票の写しを添付すること。

様式第18号(第20条関係)

奨 学 金 返 還 免 除 願				
在学学校名又は 出身学校名	学校	部	科	年(年度卒業)
決定番号	東奨第	号	氏名	
貸与を受けている奨学金 修学資金 ・ 入学準備金				
下記のとおり奨学金の返還を免除していただきたく、願います。				
記				
1 貸与の総額	円			
2 返還済額	円			
3 返還未済額	円			
4 返還免除を希望する金額	円			
5 理 由(詳細に記入すること。)				
年 月 日				
本人(遺族) 住 所				
氏 名				
連帯保証人 住 所				
氏 名				
東海村教育委員会教育長 様				

備考

- 1 家庭状況調書(様式第19号)を添付すること。
- 2 死亡による場合は、その者の戸籍抄本又は住民票の写しを添付すること。
- 3 心身障害による場合は、その程度を証する医師の診断書を添付すること。

様式第19号(第20条関係)

家 庭 状 況 調 書				
在学学校名又は 出 身 学 校 名	学校	部	科	年(年度卒業)
決定番号	東奨第	号	氏名	
1 家庭の状況				
2 資産の状況				
3 生活の状況				
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日				
本人(遺族) 住 所				
氏 名				
連帯保証人 住 所				
氏 名				

様式第20号(第20条関係)

第 号
年 月 日

奨学生
連帯保証人 様

東海村教育委員会教育長 

奨学金返還免除決定通知書

年 月 日付けで願い出のあった奨学金の返還免除については、下記のとおり免除することに決定したので通知します。

記

決 定 番 号	東奨第 号
奨学金の種類	修学資金 ・ 入学準備金
貸 与 総 額	円
返 還 済 額	円
返還未済額	
免 除 額	円
免 除 理 由	
返 還 残 額	円

様式第 1 号 (その 1) (第 2 条関係)

(令 6 教委規則 5 ・ 全改)

様式第 1 号 (その 2) (第 2 条関係)

(令 6 教委規則 5 ・ 全改)

様式第 2 号 (その 1) (第 2 条関係)

(平 2 9 教委規則 1 1 ・ 全改)

様式第 2 号 (その 2) (第 2 条関係)

(平 2 0 教委規則 1 0 ・ 全改)

様式第 3 号 (その 1) (第 3 条関係)

(平 2 0 教委規則 1 0 ・ 全改)

様式第 3 号 (その 2) (第 3 条関係)

(平 2 0 教委規則 1 0 ・ 全改)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

(平 2 0 教委規則 1 0 ・ 全改)

様式第 5 号 (その 1) (第 7 条関係)

(平 2 0 教委規則 1 0 ・ 全改, 令 6 教委規則 5 ・ 一部改正)

様式第 5 号 (その 2) (第 7 条関係)

(平 2 0 教委規則 1 0 ・ 全改, 令 6 教委規則 5 ・ 一部改正)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

(平 2 0 教委規則 1 0 ・ 全改, 令 6 教委規則 5 ・ 一部改正)

様式第 7 号 (その 1) (第 9 条関係)

(平 2 0 教委規則 1 0 ・ 全改, 令 6 教委規則 5 ・ 一部改正)

様式第 7 号 (その 2) (第 9 条関係)

(平 2 0 教委規則 1 0 ・ 全改, 令 6 教委規則 5 ・ 一部改正)

様式第 8 号 (第 1 0 条関係)

(平 2 0 教委規則 1 0 ・ 全改, 令 6 教委規則 5 ・ 一部改正)

様式第 9 号 (第 1 1 条関係)

(平 2 0 教委規則 1 0 ・ 全改, 令 6 教委規則 5 ・ 一部改正)

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

（平 2 9 教委規則 1 1 ・全改）

様式第 1 1 号（その 1）（第 1 2 条関係）

（平 2 9 教委規則 1 1 ・全改，令 6 教委規則 5 ・一部改正）

様式第 1 1 号（その 2）（第 1 2 条関係）

（平 2 9 教委規則 1 1 ・全改，令 6 教委規則 5 ・一部改正）

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

（平 2 0 教委規則 1 0 ・全改，平 2 6 教委規則 1 ・一部改正）

様式第 1 3 号（第 1 5 条関係）

（平 2 0 教委規則 1 0 ・全改，平 2 6 教委規則 1 ・令 6 教委規則
5 ・一部改正）

様式第 1 4 号（第 1 5 条関係）

（平 2 0 教委規則 1 0 ・全改，平 2 6 教委規則 1 ・一部改正）

様式第 1 5 号（第 1 6 条関係）

（平 2 0 教委規則 1 0 ・全改，平 2 6 教委規則 1 ・一部改正）

様式第 1 6 号（第 1 7 条関係）

（平 2 0 教委規則 1 0 ・全改，平 2 6 教委規則 1 ・令 6 教委規則
5 ・一部改正）

様式第 1 7 号（第 1 8 条関係）

（平 2 0 教委規則 1 0 ・全改，平 2 6 教委規則 1 ・令 6 教委規則
5 ・一部改正）

様式第 1 8 号（第 2 0 条関係）

（平 2 0 教委規則 1 0 ・全改，平 2 6 教委規則 1 ・令 6 教委規則
5 ・一部改正）

様式第 1 9 号（第 2 0 条関係）

（平 2 0 教委規則 1 0 ・全改，平 2 6 教委規則 1 ・令 6 教委規則
5 ・一部改正）

様式第 2 0 号（第 2 0 条関係）

(平 2 0 教委規則 1 0 ・ 全改, 平 2 6 教委規則 1 ・ 一部改正)